

# 宿舎賃貸借契約書

本契約書は、国際武道大学と協議の上、国際武道大学指定学生宿舎組合が作製したものです。

貸主 を甲とし、借主 を乙とし、甲乙間において次の通り、宿舎賃貸借契約を締結します。

第1条 甲は第2条以下の条項により、甲所有の下記貸室を家賃、及び共益費を含む1ヶ月金 円を以て、乙に賃貸し、乙はこれを賃借し、甲に対して家賃及び共益費等を支払うことを契約します。

(宿舎名 )

木造 階建 号室

第2条 宿舎を宿舎以外の用途に使用すること、及び第三者を同居させることはできません。

第3条 本契約の期間は 年4月1日より4ヶ年とします。

第4条 乙は家賃、及び共益費含む金 円也を毎月末日までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとします。支払方法 ( )

第5条 家賃及び共益費は経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の学生宿舎家賃を参考とし大学側と協議の上料金改定を行うことができます。この場合、甲は乙に1ヶ月以前にこれを通知します。

第6条 ガス、電気、水道使用料及び付帯設備の使用に要する費用、その他宿舎使用上当然乙が負担するものは賃貸料とは別に乙が支払うものとします。

但し、建物の設備構造上それらの費用が室毎に計算できない建物については甲乙納得の行く計算方法で算出するものとします。

第7条 1. 乙は契約と同時に前家賃及び共益費1ヶ月分 円、礼金 円、敷金として 円を甲に支払うものとします。

2. 敷金は本契約の存続中はこれを家賃と相殺することはできません。又敷金には利子をつけず契約解除の後、本契約に基づいて完全履行のうえ、甲は乙に精算するものとします。

第8条 1. 本契約締結後、現入居者である卒業予定者の留年等により、乙の入居が不可能となった場合、本契約を合意解除し、甲は第7条1項の金員全額を乙に返還するものとします。

2. 前項の履行後は、甲乙互いに一切の請求をしないこととします。

第9条 1. 乙は故意又は過失によるを問わず、建物に損害を与えた場合はその状況に応じて損害額を賠償しなければなりません。

2. 乙が退室するに当たって畳、建具、壁、その他の設備品に経年変化の限度を超えた汚破損を生じているときは、その修復費を乙は甲に支払うものとします。

3. 乙は甲に対して立ち退き料を請求することはできません。

第10条 甲又は乙の都合により本契約を解除する場合甲は1ヶ月前、乙も1ヶ月前に相手方に通知しなければなりません。

但し、その予告に代えて、1ヶ月分の賃料相当額を相手方に支払って即時解約することができます。

第11条 乙が家賃を2ヶ月以上滞納したときは、甲はこの契約を解除することができます。

第12条 甲が管理上必要と認めるときはその場に応じた適切な指示をすることができます。

第13条 連帯保証人は賃料の支払等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第14条 特約事項 1. 本契約に定めた事項の他、学生宿舎入居者心得を遵守すること。

2. 家主と学生との個別の契約に関して、HPに未記載の項目は、組合として関知しない。

上記の契約を証する為、本契約書を2通作成し、各署名捺印の上、甲、乙それぞれが各1通を所持することにします。

20 年 月 日

賃貸人 甲 住所

(家主)

印

賃借人 乙 ふりがな住所

(学生) ふりがな氏名

印

生年月日 年 月 日

連帯保証人 ふりがな住所

ふりがな氏名

印

電話

連帯保証人 ふりがな住所

ふりがな氏名

印

電話